

**令和3年度**  
**山形県宿泊施設受入体制強化**  
**緊急支援事業費補助金**

**申請の手引き**

**令和3年10月**

山形県観光文化スポーツ部観光復活戦略課

## < 目 次 >

1	概要	P 1
2	補助対象者	P 1
3	補助対象事業	P 1
4	補助対象経費	P 2
5	補助率、補助金の額	P 3～4
6	申請手続き	P 4～6
7	補助事業実績報告の手続き	P 6～7
8	補助事業終了後の義務	P 7
9	その他留意事項	P 8
10	手続きの流れ	P 9

## 1 概要

県内宿泊施設が観光振興に資する、ポストコロナを見据えた新たな需要となり得るマイクロツーリズム、ワーケーションやユニバーサルツーリズム等のコンテンツ開発、それらに対応する施設改修等を積極的に行うために必要な経費及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の経費に対し、補助金を交付するものです。

## 2 補助対象者

次の全ての要件を満たしている者。

- 宿泊業を営む事業者であること
  - ※「宿泊業」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 又は第 3 項に規定する施設の営業を行っている者をいいます。
- 補助金の受給後も事業を継続すること
- 令和 3 年度山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金交付要綱第 2 条第 4 号で定める「暴力団等」に該当しないこと

注) 上記を満たす場合でも、次に該当する場合は補助の対象となりません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する施設（これに類するものを含む。）

## 3 補助対象事業

- ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組
  - 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要な設備、機器、必需品等の購入（リース）
- ※ 令和 2 年 5 月 14 日から令和 4 年 2 月 28 日までに実施する事業が対象となります。（令和 2 年 5 月 14 日以降に購入又は契約の発注を行い、既に支払ったものも対象となります。）
- ※ 飲食を提供する箇所及びその関連箇所における「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナウイルス対策認証対応型）」の交付の対象となる設備投資や機器購入を行う事業及び「山形県新型コロナウイルス対策認証制度」の認証取得に取り組まない中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）で定める中小企業者若しくは小規模企業者、又は個人事業主が令和 3 年 4 月 30 日以降に実施する感染防止対策を講じるために設備投資や機器購入を行う事業については対象外となります。

## 4 補助対象経費

### (1) ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組

- ・ ワークーションに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施
- ・ マイクロツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施
- ・ ユニバーサルツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施
- ・ 食事スペースの改修
- ・ 非接触型システムの導入

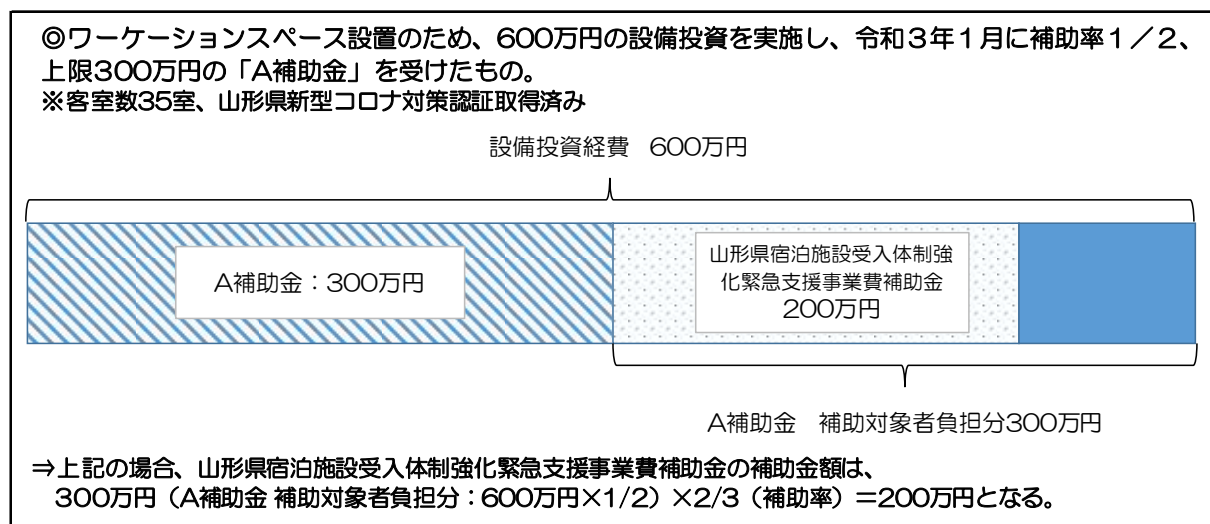
### (2) 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入

- ・ サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、空気清浄機、パーテーション、遮蔽用アクリル板、CO<sub>2</sub>濃度測定器等の機器類の購入費・リース料
- ・ マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類等の購入費
- ・ 専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費
- ・ その他、感染防止対策に必要と知事が認めるもの。

※ 山形県及び山形県内の市町村の補助事業（間接補助を含む。）で補助を受けている経費についても、前記「3 補助対象事業」の要件を満たしているものであれば、補助対象者負担分（既に山形県及び山形県内の市町村から補助を受けた分を除く。）を対象とします（交付金を除く国庫補助金を充当している補助事業及び要綱で他補助事業と併用不可となっている補助事業を除く。）。

※ 課税事業者については、消費税及び地方消費税は、補助対象外です。  
（免税事業者については、ご相談ください。）

#### 【他補助金の補助事業者負担分を申請する場合の補助金額の例】



## 5 補助率、補助金の額

【補助率】 次に掲げるとおり

【補助金の額】 「補助対象経費×補助率」と「補助上限額」のいずれか低い額

- 補助上限額 旅館業法に基づく許可を受けた登録上の客室数の区分に応じ、次に掲げるとおり

### (1) 「山形県新型コロナ対策認証制度」※の認証を取得済み、又は取得に向けて取り組んでいる（認証制度に申請した）宿泊施設

【補助率】 2 / 3以内

【補助上限額】

客室数	補助上限額
1～9室	66万円
10～29室	133万円
30～49室	400万円
50室～	666万円

### (2) 上記(1)以外の宿泊施設

【補助率】 1 / 2以内

【補助上限額】

客室数	補助上限額
1～9室	50万円
10～29室	100万円
30～49室	300万円
50室～	500万円

注) 課税事業者については、補助対象経費は「税抜き」です（免税事業者については、ご相談ください）。また、上記で算出された補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨ててください。

注) 補助上限額は「1宿泊施設あたり」の金額となります。また、前記「4 補助対象経費」の(1)と(2)の合計額となります。

※「山形県新型コロナ対策認証制度」

新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組んでいる飲食店及び食事を提供する宿泊施設の事業者に対し、チェックリストを活用し、施設の感染防止対策の状況を確認し、適正な対策を講じている事業者を県が認証し、ステッカーを交付するとともに、県ホームページなどで認証店リストを公表する制度。

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/020085/ninsyou.html>

問い合わせ先：山形県新型コロナ対策認証事務局

TEL. 0570-023-009（午前10時～午後5時 ※土日祝除く）

<補助金額の算定例は次のとおりです。>

**例 1) 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得済みの客室数 20 室の旅館で、補助事業に要した経費が 2,454,100 円 (税込み) の場合**

- ① 補助対象経費 : 2,231,000 円 (税抜き価格)
  - ② ①×補助率 2/3 : 1,487,000 円 (認証取得済み: 千円未満切捨て)
  - ③ 補助上限額 : 1,330,000 円 (客室数 10~29 室)
- ⇒ ② > ③ のため、補助金額は 1,330,000 円

**例 2) 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得予定のない客室数 8 室の民宿で、補助事業に要した経費が 787,600 円 (税込み) の場合**

- ① 補助対象経費 : 716,000 円 (税抜き価格)
  - ② ①×補助率 1/2 : 358,000 円 (認証取得予定なし: 千円未満切捨て)
  - ③ 補助上限額 : 500,000 円 (客室数 1~9 室)
- ⇒ ② < ③ のため、補助金額は 358,000 円

**例 3) 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得済みの客室数 45 室のホテルで、令和 2 年 8 月に客室に設置した 1 台 55,000 円 (税込み) の空気清浄機 30 台 (1,650,000 円: 税込み) の場合 (昨年度市町村の他事業 (併用可能) で 1/2 (税抜き) の補助を受けている。)**

- ① 補助対象経費 : 750,000 円 (税抜き価格)  
<1,500,000 円 (税抜き) - 750,000 円 (他事業補助済額)>
  - ② ①×補助率 2/3 : 500,000 円 (認証取得済み: 千円未満切捨て)
  - ③ 補助上限額 : 4,000,000 円 (客室数 30~49 室)
- ⇒ ② < ③ のため、補助金額は 500,000 円

## 6 申請手続き

### (1) 申請受付期間

受付期間: ~~第 1 期 令和 3 年 7 月 20 日 (火) ~ 令和 3 年 9 月 30 日 (木)~~ 受付終了  
第 2 期 令和 3 年 10 月 18 日 (月) ~ 令和 3 年 12 月 10 日 (金) ※必着  
※ 予算の状況により申請受付期間を待たずに受付を終了する場合があります。

### (2) 申請に必要な書類

補助金の申請に当たっては、以下の書類の提出が必要です。

- ① (交付要綱別記様式第 1 号) 令和 3 年度山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金交付申請書
- ② (交付要綱別記様式第 2 号) 補助事業計画書

- ③ 実施する補助対象事業が確認できる見積書（写）または契約書（写）など
- ④（交付要綱別記様式第3号）申請要件等確認書
- ⑤（交付要綱別記様式第4号）口座振替申出書
- ⑥ 旅館業営業許可証（写）
- ⑦ 振込先口座が分かる通帳の写し
  - ※ 表紙を開いて見開き2ページ分（口座名義（カタカナ）と口座番号の両方が分かるページ）
- ⑧（「山形県新型コロナウイルス対策認証」を取得している、又は取得に向け取り組んでいる場合）山形県新型コロナウイルス対策認証マーク交付文書(写)又は認証申請書(写)
- ⑨（山形県及び山形県内の市町村の補助事業（間接事業を含む。）で補助を受けている、又は受ける予定である場合）他補助金の交付決定通知(写)又は額の確定通知(写)

注) 不足している書類がある場合、補助金を交付することはできませんので、提出漏れのないようにご注意ください。

注) 様式については、記載例を確認しながら、正しく記載してください。

### (3) 書類の提出方法

受付窓口（下記参照）へ**郵送**してください。

※封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**受付窓口への持参はお控えください。**

### (4) お問い合わせ先及び受付窓口

県庁観光復活戦略課又は各地域の総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室

（お問い合わせ受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝を除く）

地域	受付窓口	住所	電話番号
村山 (山形市)	県庁 観光文化スポーツ部 観光復活戦略課	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2373
村山 (山形市以外)	村山総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8446
最上	最上総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1311
置賜	置賜総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6046
庄内	庄内総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室	〒997-1392 東田川郡三川町大字 横山字袖東 19-1	0235-66-5493

## (6) 交付決定の通知

申請書類を提出した後、県で書類審査を行い、内容が適正であると確認できた場合に、2～3週間程度で交付決定通知（交付要綱別記様式第5号）を送付します。

## (7) 補助事業内容の変更

補助金の交付決定後、補助事業の内容に変更が生じた場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ①（交付要綱別記様式第6号）変更承認申請書
- ②（交付要綱別記様式第7号）補助事業変更計画書

※事業費全体の20%以下の減額については、変更手続きは不要です。

上記書類を提出した後、県で書類審査を行い、変更内容が適正であると確認できた場合に、変更交付決定通知（交付要綱別記様式第8号）を送付します。

## (8) 補助事業の中止

補助金の交付決定後、申請した補助事業を中止する場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ・（交付要綱別記様式第9号）事業中止（廃止）承認申請書

## 7 補助事業実績報告の手続き

補助対象事業の完了後、実績報告の手続きを行っていただきます。

### (1) 提出期限

補助事業完了後30日を経過する日（交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定後30日を経過する日）又は令和4年2月28日のいずれか早い日

例：① 令和3年10月30日に補助事業が完了となれば、提出期限は補助事業完了日から30日を経過する11月28日となります。

- ② 令和2年11月30日に補助事業が完了、令和3年8月17日に交付申請、9月7日に交付決定となれば、提出期限は交付決定日から30日を経過する10月6日となります。

### (2) 実績報告に必要な書類

補助金の実績報告に当たっては、以下の書類の提出が必要です。

- ①（交付要綱別記様式第10号）補助金実績報告書
- ②（交付要綱別記様式第11号）実績報告書添付書類確認票
- ③（交付要綱別記様式第12号）誓約書
- ④（交付要綱別記様式第13号）事業実績書
- ⑤（交付要綱別記様式第14号）収支決算書



- ⑥ 補助対象事業を実施したことが確認できる書類（設備、機器等の写真）
- ⑦ 補助対象事業に係る支払いを確認できる書類  
（例：宛名のある領収書、振込記録等の写し 等）

注) 事業実施した改修・設備購入等ごとに金額が確認できる書類を提出してください。

※書類の提出方法及び受付窓口は前記「6 申請手続き」と同様。

### (3) 実績報告後の流れ

- ① 実績報告の書類を提出した後、県による完了検査で、今回の事業で行った施設の改修・設置した機器等の確認を受けます。
- ② 完了検査後、県からの額の確定通知（交付要綱別記様式第 16 号）を受領します。  
※ 通知は完了検査の結果、内容が適正であると確認できた場合に送付されます。
- ③ 通知を送付後、2～3 週間程度で補助金が指定口座に振り込まれる予定です。（混雑状況により前後する場合があります。）

## 8 補助事業終了後の義務

### (1) 取得財産の管理

補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産については、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理する必要があります。

### (2) 財産処分の制限

補助事業によって取得した単価 50 万円(税抜き)以上の機械及び器具の財産については、一定期間※その処分が制限されます。仮に当該期間内に処分を行う場合は、別記様式第 17 号「財産処分等承認申請書」を提出し、県の承認を得なければなりません。

なお、財産の処分により収入がある場合等については、その収入の全部若しくは一部に相当する金額を納付していただく場合もあります。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間

## 9 その他留意事項

- 県から検査、報告、是正のための措置等の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- 実績報告書を提出いただいた後、完了検査を行い、今回の事業で行った施設の改修・設置した機器等の確認を行います。
- 補助金に関する書類は令和 9 年 3 月 31 日まで保存してください。
- 実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合、その金額を消費税等相当額報告書（別記様式第 15 号）により報告してください。

- 次のいずれかに該当する場合、補助金を返還いただく場合があります。
  - ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月規則第 59 号）又は令和 3 年度山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金交付要綱に違反する行為があったとき
- 予算の状況により、申請受付期限を待たずに受付を終了する場合があります。

## 10 手続きの流れ

### ① 補助対象事業の計画

施設改修、設備導入、必需品購入などの補助対象事業を計画（見積書徴取）します。  
※令和2年5月14日以降、既に整備したもののについても補助対象になります。

### ② 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得又は取得に向けて取り組む

※認証に取り組まない場合でも、補助金申請（補助率1/2）が可能です。

### ③ 補助金の申請（交付申請書）

「申請に必要な書類」を提出します。

- 必要書類を窓口に郵送します。（受付窓口への持参はお控えください。）

【受付期間】 第1期：~~令和3年7月20日（火）～令和3年9月30日（木）~~受付終了  
第2期：令和3年10月18日（月）～令和3年12月10日（金）※必着

【受付窓口】 県庁観光復活戦略課または各総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室

### ④ 補助金の交付決定

県からの補助金の交付決定通知を受領します。

- 通知は書類審査の結果、内容が適正であると確認できた場合に、申請書提出から2～3週間程度で送付されます。

### ⑤ 補助対象事業の完了

補助対象事業を完了してください。

### ⑥ 実績報告（実績報告書）

補助対象事業完了後、「実績報告」にあたり、必要な書類を提出します。

- 必要書類を窓口に郵送します。（受付窓口への持参はお控えください。）

【受付期限】 補助事業完了後30日を経過する日（交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定後30日を経過する日）又は令和4年2月28日のいずれか早い日。

### ⑦ 県による完了検査

県による完了検査で、今回の事業で行った施設の改修・設置した機器等の確認を受けます。

### ⑧ 補助金交付額の確定・補助金の受領

県からの額の確定通知を受領します。

- 通知は書類審査・完了検査の結果、適正であると確認できた場合に送付されます。
- 通知を送付後、2～3週間程度で補助金が指定口座に振り込まれる予定です。（混雑状況により前後する場合があります。）